

# 第2次四街道市食育推進計画

令和6年3月

四街道市



## 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b>	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
<b>第2章 食をめぐる現状と課題</b>	3
1 人口の動向	3
2 食生活と健康に関する現状と課題	5
3 食料生産等に関する現状と課題	8
4 指標の達成状況（前計画）	10
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	12
1 基本理念	12
2 基本方針	12
<b>第4章 具体的な取組</b>	13
1 施策の体系	13
2 SDGs の推進	15
3 施策の展開	16
（1）生涯にわたる食育の推進	16
① 妊娠から乳幼児期	16
② 小学生期から中学生期	18
③ 青年期から壮年期以降	20
④ すべてのライフステージ	22
（2）食に関する理解と安全で安心な食の供給	24
<b>第5章 計画の推進</b>	26
1 計画の推進体制	26
2 計画の管理	26



## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

食は命の源であり、私たち人間が生きていくためには欠かせないものです。また、健全な食生活は、人々の健康で心豊かな暮らしの実現に大きく寄与するものです。

しかし、社会経済情勢の変化や価値観の多様化により、食を取り巻く社会環境やライフスタイルが大きく変化し、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加など、食に関わる様々な問題が生じています。

こうした問題の解決に向け、国では、食育基本法（平成17年法律第63号）を制定し、食育についての基本理念を明らかにするとともに、食育推進基本計画を策定して、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進しています。

一方、千葉県では、食育基本法第17条に基づき、千葉県食育推進計画（平成20年11月）を策定し、現在は、令和4年度からの5年間を計画期間とする第4次千葉県食育推進計画に基づいて、県民運動として食育を推進しています。

四街道市では、四街道市食育推進計画（平成31年3月）を策定し、食育をより効果的に推進し、市民一人ひとりが、正しい食習慣を身に付け、健全な食生活を実践することができるよう取り組んできました。

第2次計画策定にあたっては、前計画の基本理念を継承した中で、これまでの食育推進の進捗状況や課題を踏まえ、妊娠・乳幼児から高齢者まで各ライフステージに応じた施策や食への理解及び安全で安心な食の供給に関する施策に引き続き取り組むとともに、新たな取組を盛り込むことで、四街道市における食育を総合的かつ計画的に推進します。

#### 食育とは

- ・生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- ・様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

～食育基本法より～

## 2 計画の位置付け

本計画は、食育基本法第 18 条に規定される「市町村食育推進計画」であり、第 4 次食育推進基本計画及び第 4 次千葉県食育推進計画を踏まえて策定するものです。

また、本計画は、四街道市総合計画をはじめ、健康よつかいどう 21 プラン、四街道市教育振興基本計画等、関連計画との整合性を図るものとします。

## 3 計画期間

本計画は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間を計画期間とします。

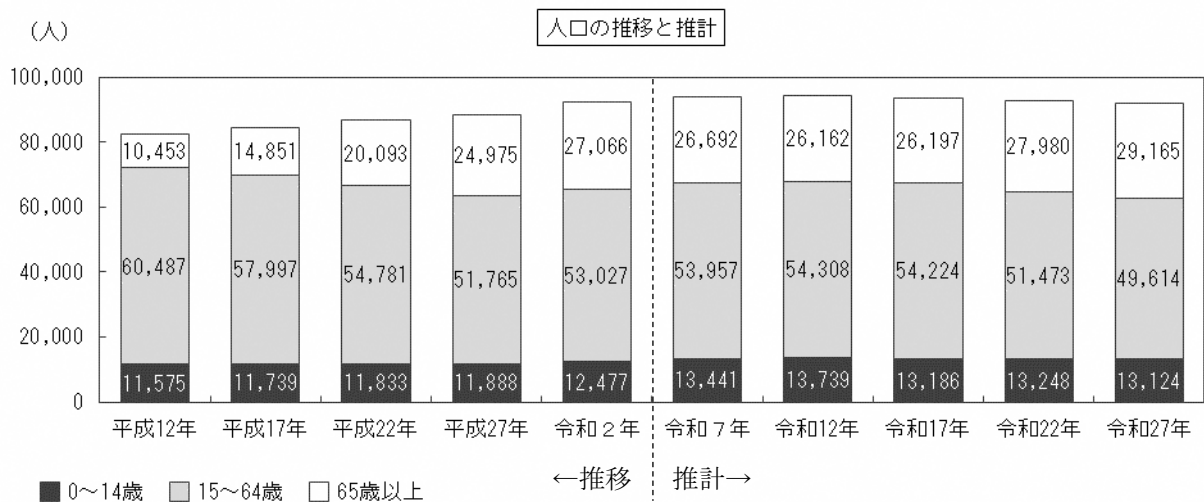
なお、情勢が変化した場合は、計画期間内であっても必要に応じて本計画の見直しを行います。

## 第2章 食をめぐる現状と課題

### 1 人口の動向

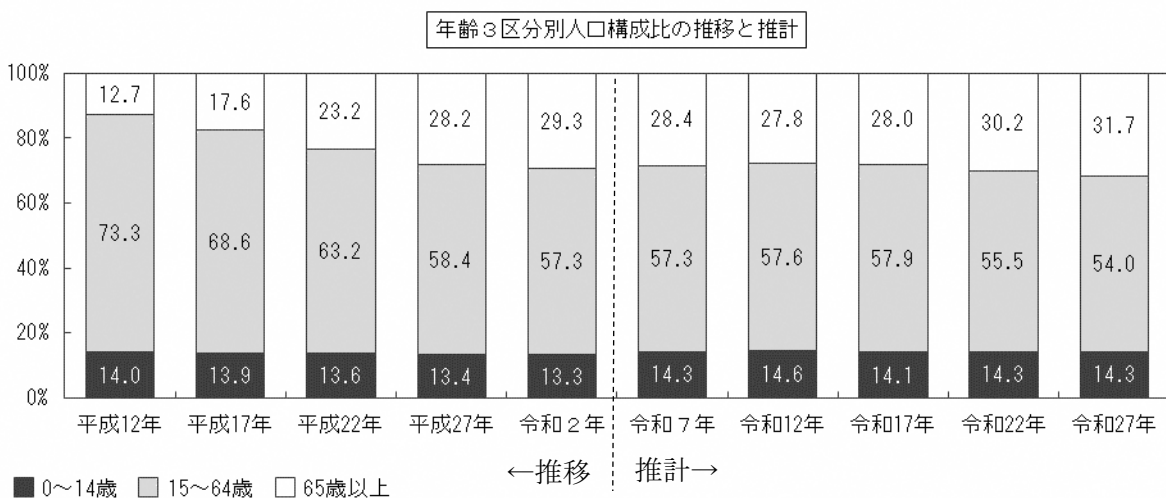
四街道市の人口は緩やかに増加を続けていますが、将来は減少に転じることが予測されています。

年齢3区分別にみると、65歳以上人口は年々増加し続け、令和2年の人口構成比では29.3%となっており、一度減少しますが、将来は増加していくことが予測され、0～14歳人口は平成17年から令和12年まで増加、令和17年以降は横ばいで推移し、15～64歳人口は令和2年から増加に転じるものの、令和17年では再び減少することが予測されています。



資料：令和2年までは国勢調査、令和7年以降は四街道市人口ビジョンより算出

\*総数は令和2年までは年齢不詳を含んだ値

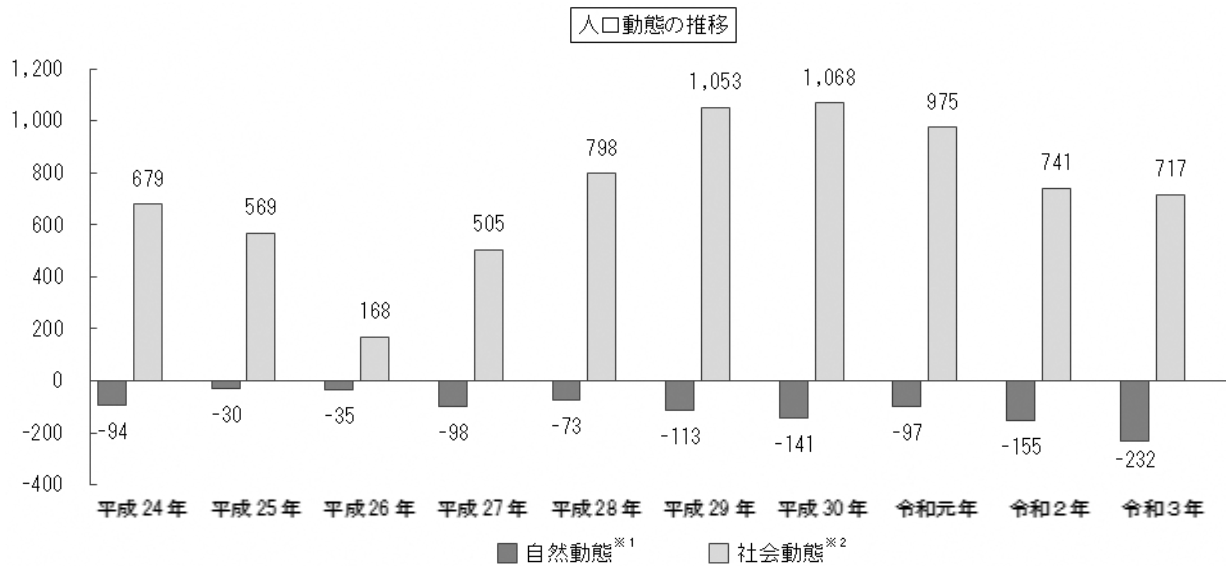


資料：令和2年までは国勢調査、令和7年以降は四街道市人口ビジョンより算出

\*人口構成比は年齢不詳を含まない人口を母数として算出

過去 10 年間の人口動態の推移をみると、各年で社会増となつていますが、一方で、各年で自然減が続いています。

令和 4 年の人口ピラミッドをみると、男性では 45 歳～49 歳、女性では 70 歳～74 歳が最も多くなっています。



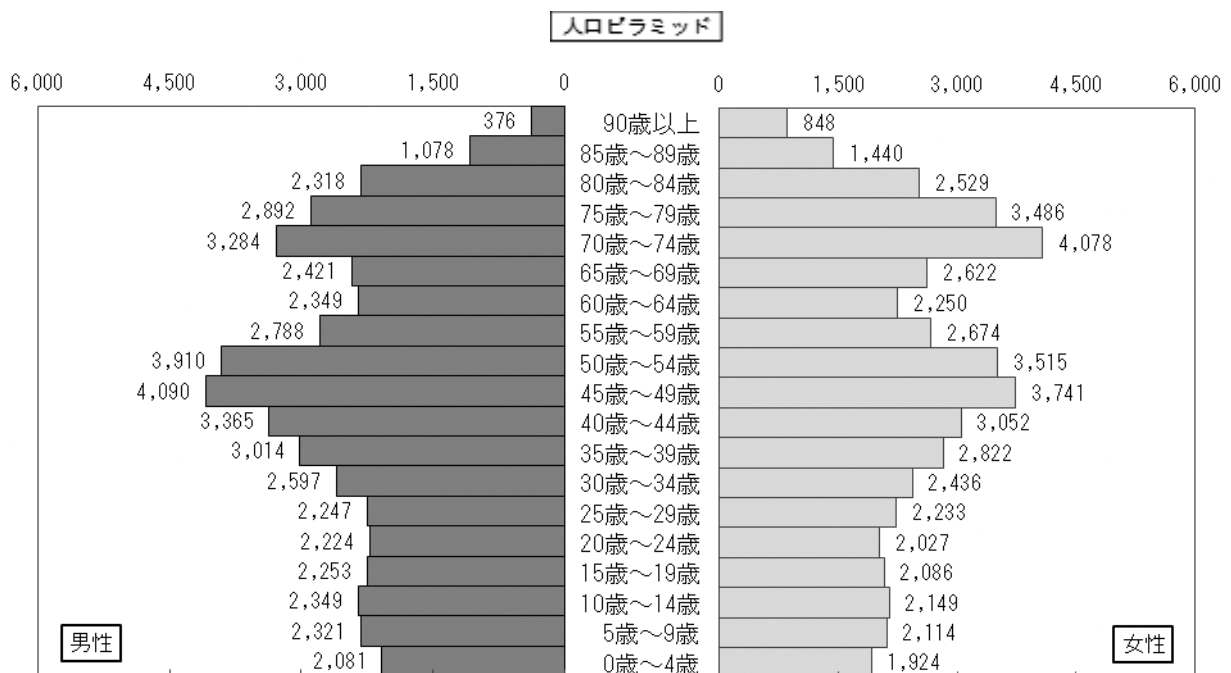
資料: 四街道市統計データ

※ 1 : 自然動態

一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き。出生数が死亡数より多いと自然増、死亡数が出生数より多いと自然減となる。

※ 2 : 社会動態

一定期間における転入・転出に伴う人口の動き。転入数が転出数より多いと社会増、転出数が転入数より多いと社会減となる。



資料: 住民基本台帳 (令和 4 年 4 月 1 日)



## 2 食生活と健康に関する現状と課題

近年のライフスタイルの変化により、食生活や健康に関する様々な課題が生じています。食生活や健康に関する現状を把握し、課題を整理することで、効果的に食育を推進します。

- ① 食事が子どもの栄養にとって重要だと思っている親は、未就学児・小学生の全体で、「そう思う」と「まあそう思う」を合わせると99.4%に達しています。一方で、子どもの食生活について、甘い飲み物をとる割合は、「ほぼ毎日とる」未就学児が男子25.5%、女子20.3%で、小学生の男子15.9%、女子9.5%と比較して、親の影響を受けやすい未就学児の方が高くなっています。

子どもの生活リズム、朝食の欠食や偏った食生活などの生活習慣は、親の健康意識により大きく影響されることから、未就学児のうちから正しい食生活習慣を身につけられるよう周知啓発する必要があります。
- ② 朝食欠食の子どもの割合は、小学5年生で7.7%、中学2年生で8.8%です。朝食は体温を上昇させ、エネルギーや栄養素を補給するなど、一日の活動の準備をする効果があることから、朝食の必要性についての啓発等、引き続き学校と家庭の連携を図っていく必要があります。
- ③ 栄養のバランスを考えて食事をしている子どもの割合は、小学5年生で62.9%、中学2年生で55.1%です。健康な体を作るため、必要量や栄養素を考えたバランスの良い食事をする事の大切さについての啓発等、学校と家庭が連携して取り組んでいくことが重要です。
- ④ 食の安全性について考えている子どもの割合は、小学5年生で57.6%、中学2年生で58.9%です。食による健康被害を避けるためには、食に関する正しい知識を習得できるようにする必要があります。
- ⑤ 食べ物を残さずに食べている子どもの割合は、小学5年生で82.1%、中学2年生で88.1%です。発達段階に応じて、食べる量や栄養のバランスを考えた食事をする事が大切です。
- ⑥ 家族と協力して食事の準備や片づけをしている子どもの割合は、小学5年生で74.8%、中学2年生で74.5%です。家庭科や道徳科など、様々な教育活動を通して、家庭における自己の役割分担を考える機会を設け、年齢に応じて家庭で役割分担をしていくことが重要です。

⑦ 学校給食において、四街道市や近隣市でとれたものが使われていることを知っている子どもの割合は、小学校5年生で86.8%、中学校2年生で85.6%です。そのうち、産物名を知っている割合は、それぞれ66.5%、52.6%です。また、普段の食事において、産地や旬を考えている割合は、それぞれ51.4%、43.9%です。給食の時間等を通して地場産物や旬の食材について紹介する取組を継続していくとともに、家庭へも周知し、学校と家庭が連携して、食に対する意識を高めていくことが必要です。

⑧ 市民の食生活の現状を見てみると、朝食欠食（週4日以上とらない）の割合が、男性20歳代37.6%、男性30歳代37.5%、男性40歳代33.9%と高くなっています。また、「主食・主菜・副菜をそろえたバランスのよい食事を1日2食以上食べている割合」が、女性20歳代26.1%、男性30歳代35%、女性30歳代35.7%と低くなっています。

若い世代での朝食の欠食や偏った食生活の割合が高くなっているため、正しい食習慣やバランスのとれた食生活の普及啓発をしていく必要があります。

⑨ 肥満(BMI<sup>\*1</sup>25以上)の割合をみると、男性30歳代42.5%、男性50歳代38.5%、男性60歳代45.2%と他の年代や女性に比べ高くなっています。

40歳以上の対象者に実施している特定健診の結果では、血糖値が高い人の割合が、男性は、全国31.8%、千葉県28.3%、四街道市41.8%、女性は、全国20.3%、千葉県18.2%、四街道市25.1%です。また、LDLコレステロール<sup>\*2</sup>が高い人の割合は、男性は、全国47.5%、千葉県49.0%、四街道市56.7%、女性は、全国56.7%、千葉県58.4%、四街道市64.3%です。血糖値、LDLコレステロールが高い人の割合は、国県と比較して男女とも高くなっています。

肥満や、血糖値、LDLコレステロールが高い状態を放置すると、生活習慣病の発症につながりやすくなるため、生活習慣の改善が必要な人に対し、生活習慣病のリスクに応じた支援に取り組んでいく必要があります。

⑩ 良好な歯・口腔状態を維持するために大切な歯科健診受診率について、受診していないが35.5%の状況です。また、かかりつけ歯科医がある20歳以上は75.6%、中学生・高校生は79.0%、幼児・小学生は80.4%にとどまっています。

歯と口腔は栄養の入り口であり食生活と一体的にとらえる必要があることから、歯科健診の受診者、かかりつけ歯科医のある人を増やし、口腔機能の維持・向上を図る必要があります。

#### <出典>

①：「第2次健康よっかいどう 21プラン中間評価のための市民意識調査(令和4年度)」

②～⑦：「令和5年度食生活アンケート」

⑧：「第2次健康よっかいどう 21プラン中間評価のための市民意識調査(令和4年度)」  
及び「令和3年度特定健康診査」

⑨～⑩：「第2次健康よっかいどう 21 プラン中間評価のための市民意識調査(令和4年度)」

\* 1 : BMI

「Body Mass Index」の略称。

体重・体格指数のことで、「体重[kg] ÷ (身長[m] × 身長[m])」で算出し、  
18.5未満＝やせ型、18.5～25.0未満＝普通、25.0以上＝肥満に分類される。

\* 2 : LDL コレステロール

増えすぎると動脈硬化の原因となるため、一般的に「悪玉コレステロール」と呼ばれている。

### 3 食料生産等に関する現状と課題

食料生産は、健全な食生活や食への理解を深める機会の提供等、食育の基礎を成すものです。また、食品ロスは食の大切さを理解する上で、重要な課題です。

食品生産等に関する現状を把握し、課題を整理することで、効果的に食育を推進します。

- ① 農林業センサス<sup>\*3</sup>によると、市内の総農家数は、年々減少しており、令和2年は404戸で平成27年に比べ77戸の減となっています。

また、販売農家<sup>\*4</sup>について、同様に比較すると、令和2年は226戸で50戸の減となっています。農業従事者は、平成27年の663人から令和2年は506人となり、農業従事者の減少が進んでいます。

総農家の経営耕地面積<sup>\*5</sup>も平成27年の34,396aから令和2年は29,575aと減少しています。

食の安全・安心を確保するため、後継者や新規就農者の育成、担い手農家の育成・支援とともに、農地の維持及び有効活用を図る必要があります。

また、近年、地域で生産された農畜産物を地域内で消費する「地産地消」への関心が高まっています。食への関心や地域農業への理解を深めることを目的に、学校給食での地場産物の活用や市民親子農業収穫体験講座の開催等の取組を通じて、「地産地消」を積極的に推進していく必要があります。

- ② 国内の食品ロス（まだ食べられるのに廃棄される食品）の発生量は、令和3年度には家庭系が244万トン、食品製造業や外食産業等の事業系が279万トンの合計523万トンと推計されています。

食品ロスを減らすためには、家庭で食品ロスが出ないようにするだけでなく、食べ物を買うお店、食べるお店でも食品ロスが出ないように市民一人ひとりが意識することが大切です。

今後、市や事業者、学校などが協働し、フードドライブや食材使いきり料理の販売など、食品ロスの削減に向けた様々な取組を推進していく必要があります。

#### \*3：農林業センサス

農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、国が5年ごとに行う調査

#### \*4：販売農家（農林業センサス）

経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物の販売金額が50万円以上の農家

\* 5 : 経営耕地面積（農林業センサス）

調査期日現在で経営している耕地（田、畑、樹園地）の面積

—○ 市内農産物のとれる時期 ○—

品 目	とれる時期	品 目	とれる時期
アスパラガス	7～9月	タマネギ	6～7月
イチゴ	11～4月	トウガン	10～11月
インゲンマメ	5～6・10～11月	トウモロコシ	7～8月
枝豆	6～9月	トマト	10～5月
オクラ	6～7月	トマト（ミニ）	6～7月
カブ	11～12月	ナシ	8～10月
カボチャ	7～8月	ナス	6～7月
キャベツ	10～4月	ニガウリ	6～7月
キュウリ	5～11月	ニラ	6～7月
ゴボウ	11～12月	ニンジン	11～3月
コマツナ	ほぼ周年	ニンニク	6～7月
サツマイモ	10～12月	ネギ	11～3月
サトイモ	9～10月	ハクサイ	11～2月
サヤインゲン	5～6月	ピーマン	6～7月
シイタケ	周年	ピーマン(カラー)	6～7月
シシトウ	6～7月	ブロッコリー	10～11月
ジャガイモ	6～7月	ホウレンソウ	ほぼ周年
シュンギク	11～12月	メロン	7月
葉ショウガ	6～7月	ヤマトイモ	10～12月
シロウリ	7～8月	ラッカセイ	10～11月
スイカ	7～8月	ラッキョウ	6～7月
ダイコン	10～3月	レタス	6～7月

#### 4 指標の達成状況（前計画）

前計画で定めた指標の達成状況は以下のとおりです。

- 【評価】 A：現状値が目標値を達成している指標  
 B：現状値が目標値に向かって改善している指標  
 C：現状値が改善しなかった指標  
 (－)：未評価（策定時の数値がない指標）

No.	項 目	策定時 (平成 29 年度)	目標値	現状値 (令和 4 年度*)	評価	
1	1歳6か月児の間食として甘味食品・飲料を1日3回以上飲食する習慣がある人の割合	7.4%	5.0%以下	5.9%	B	
2	むし歯がない3歳児の割合	86.5%	90.0%以上	90.5%	A	
3	朝食を欠食する児童生徒の割合	小学5年生	6.3%	0%を目指す	7.7%	C
		中学2年生	6.7%	0%を目指す	8.8%	C
4	栄養のバランスを考えて食事をしている児童生徒の割合	小学5年生	63.0%	70.0%以上	62.9%	C
		中学2年生	40.4%	55.0%以上	55.1%	A
5	適正体重を維持している人の割合 (BMI 18.5～24.9)	男	60.7%	増加傾向へ	60.1%	C
		女	68.0%	増加傾向へ	66.0%	C
6	なんでも噛んで食べることができる人の割合 (60歳以上)	(－)	80.0%以上	61.6%	(－)	
7	市民農園の利用率	74.3%	90.0%以上	70.1%	C	
8	認定農業者数（団体を含む）	29人	35人以上	32人	B	

\* 3、4、8の現状値は令和5年度の数値。

前計画の取組は着実に実施していますが、達成している指標は2項目のみで、改善していないものが6項目ありました。

評価がA及びBの項目は、引き続き数値の改善に向けた取組を継続します。評価がCの項目（欠食児童生徒の割合、適性体重の維持等）は、数値の改善に向けて関連する施策に重点的に取り組みます。

#### ※現状値の出典

- No.1 : 1歳6か月児健康診査
- 2 : 3歳6か月児健康診査
- 3 : 令和5年度食生活アンケート
- 4 : 令和5年度食生活アンケート
- 5 : 特定健診（市国保加入者40～64歳）
- 6 : 市民意識調査(60歳代)
- 7 : 産業振興課調べ
- 8 : 産業振興課調べ

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

健康的な身体（からだ）を作り、活力ある日常生活を送るには、食に関する正しい知識を身に付け、規則正しく栄養バランスの良い食事習慣を心がけることが大切です。

四街道市では、家庭や学校、地域などにおいて、市民一人ひとりが、「食べること」を通じて明るく元気で楽しく、心もからだも健康な活力ある生活を送ることができるよう、「食を通じた心とからだの健康づくり」を基本理念に掲げます。

### ～ 食を通じた心とからだの健康づくり ～

### 2 基本方針

基本理念に基づいて四街道市の食育を推進するため、次のとおり基本方針を定めます。

#### (1) 生涯にわたる食育の推進

生涯にわたって健全な食生活を実現できるよう、ライフステージに応じた切れ目のない食育を推進します。

#### (2) 食に関する理解と安全で安心な食の供給

農産物が安定的に供給され、安心して食生活を送ることができるよう、農業の振興に努めるとともに、農業や農産物に対する理解を深め、食に関する感謝の念を育てます。



## 第4章 具体的な取組

### 1 施策の体系

基本理念 ～食を通じた心とからだの健康づくり～

#### 基本方針 (1) 生涯にわたる食育の推進

##### ① 妊娠から乳幼児期

- マタニティ・ベビー相談室      ○妊娠中の食育講座
- 3～4か月児相談、8か月児歯・離乳食教室
- 1歳6か月児健康診査・2歳6か月児歯科健康診査・  
3歳6か月児健康診査
- 保健推進員の食育劇      ○よく噛んで食べることの普及
- 公立保育所給食の充実
- 公立保育所における地産地消等の推進
- 子育て学習講座      ○年長児対象の食育活動
- 市の行事等を通じた健康づくりの啓発

##### ② 小学生期から中学生期

- 小中学校における指導計画の作成
- 「栄養」「安全」「衛生」「マナー」の指導の充実
- 「食に関する指導の指針」による指導
- 教職員の食育に関する研修の実施
- 食生活アンケートの実施
- 学校給食の充実
- 啓発活動の充実
- 知産知消の推進 **新規**
- 食育機会の充実 **【新掲載】**
- サマー（ウインター）クッキングチャレンジによる家庭との  
連携 **新規**
- 親子料理教室      ○子どもの居場所づくり **新規**

##### ③ 青年期から壮年期以降

- 糖尿病予防教室      ○脂質異常症予防教室 **【新掲載】**
- 運動習慣のない人向けの運動教室と調理実習
- 保健推進員による健康講座（地域ミニ講座）
- 健（検）診結果相談
- 特定保健指導      ○歯科健康教育
- 口腔機能検査 **新規**
- 健診等を通じた望ましい食生活の普及啓発

##### ④ すべてのライフステージ

- 広報紙やホームページへの記事掲載      ○食育レシピの作成

- 基本方針
- 企業と連携した健康情報の提供 【新掲載】
  - (2) 食に関する理解と安全で安心な食の供給
    - 市民農園事業
    - 市民親子農業収穫体験講座
    - 産業まつりの実施
    - 朝市の開催
    - 農業の担い手の育成・確保
    - 農業経営基盤の強化
    - 農福連携の推進 【新掲載】
    - 食品ロス削減に向けた啓発
    - 食べきり協力店制度の実施
    - フードドライブの実施 【新掲載】

\* **新規**：第2次計画年次（令和6年度）以降に新たに実施する施策

\* **【新掲載】**：既に実施しているが、第2次食育推進計画で新たに掲載する施策

## 2 SDGsの推進

平成27年9月の国連サミットで採択された国際開発目標である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は17の目標と169ターゲットから成る「SDGs（持続可能な開発目標）」を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

SDGsには、「目標3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」、「目標4. すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」など、食育に関わる目標があることから、本計画においてもSDGsを活用し、取組の方向を示します。



出典：国際連合広報センター

### 3 施策の展開

#### (1) 生涯にわたる食育の推進

##### ① 妊娠から乳幼児期

<関連する SDGs>



No.	市の取組	内容	担当課
1	マタニティ・ベビー相談室	母子手帳交付時に妊娠中の栄養について記載したリーフレットを副読本に挟んで配布し、妊婦自身が妊娠中の栄養の摂り方を知り、実践することができるよう周知します。	健康増進課
2	妊娠中の食育講座	妊娠中の栄養の話や調理体験を通して妊婦とパートナーが健康な生活習慣や、子どもを迎えるにあたっての知識を深め実践できるよう促します。	健康増進課
3	3～4か月児相談、8か月児歯・離乳食教室	離乳食の進め方、離乳食のポイントについての集団指導を行い、離乳の開始や進め方、幼児食への移行のイメージができるよう促します。また、保護者が離乳食を進めていく上での悩みを解消できるよう、個別相談を行います。	健康増進課
4	1歳6か月児健康診査・2歳6か月児歯科健康診査・3歳6か月児健康診査	年齢に応じた幼児食のポイントを集団指導や個別相談で伝え、保護者が食事での悩みを解消でき、子どもが食への興味、関心を持てるよう支援します。	健康増進課
5	保健推進員の食育劇	各地区のオリジナル台本による食育劇等を通じて、子どもの食への興味・関心を高めるとともに、保護者へも望ましい食生活の普及を図ります。	健康増進課
6	よく噛んで食べることの普及	乳幼児相談や健診、成長に応じた歯みがきの方法や間食の選び方、よく噛んで食べることの重要性を集団指導や個別相談において保護者に伝え、歯の大切さを普及します。	健康増進課

No.	市の取組	内容	担当課
7	公立保育所給食の充実	公立保育所において、年齢に応じたバランスのよい昼食と補食（間食）を提供し、望ましい食習慣を身に付けることができるよう働きかけます。	保育課
8	公立保育所における地産地消等の推進	公立保育所給食においては、地場産物の使用や野菜の栽培収穫体験などを通し、食への理解を深めます。	保育課
9	子育て学習講座	就学時健康診断や入学説明会の際に、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する子育て学習講座を開催し、子どもの望ましい生活習慣を伝えます。	社会教育課
10	年長児対象の食育活動	フェルト等で作成した食品サンプルを使い、幼稚園や保育所（園）の子どもたちに朝ごはんの大切さを知ってもらい、小学校入学前から、朝ごはんを食べる習慣を身に付けられるよう促します。	健康増進課
11	市の行事等を通じた健康づくりの啓発	イベント等で食に関する啓発を行い、参加者が健康的な食生活へ関心を高めてもらえるよう働きかけます。	健康増進課

#### 【数値目標】

目標項目	現状値 (令和4年度)	目標値	出典
1歳6か月の間食として甘味食品・飲料を1日3回以上飲食する習慣がある人の割合	5.9%	5.0%以下	1歳6か月児健康診査
むし歯がない3歳児の割合	90.5%	増加傾向へ	3歳6か月児健康診査

② 小学生期から中学生期

<関連する SDGs>



No.	市の取組	内容	担当課
12	小中学校における指導計画の作成	各学校において、食に関する指導の全体計画及び年間指導計画を作成し、児童生徒の発達段階に応じた指導を計画的・効率的に行います。	指導課
13	「栄養」「安全」「衛生」「マナー」の指導の充実	栄養教諭や学校栄養職員による食に関する安全・衛生指導や食事マナーなど日々の指導を充実させ、栄養バランスを考えた食事や適切な食習慣の確立を図ります。	指導課
14	「食に関する指導の指針」による指導	食に関する興味・関心を高め、望ましい食生活習慣を身に付けられるよう、児童生徒の実態をもとに、「食に関する指導の指針」を作成し、食に関する指導を推進します。	指導課
15	教職員の食育に関する研修の実施	食育研修会や校内研修及び自主研修を通して教職員の食育に関する指導の知識・技能の向上を図ります。	指導課
16	食生活アンケートの実施	小学5年生と中学2年生を対象に「食生活アンケート」を実施し、児童生徒の実態をもとに、食に関する指導の改善・充実を図ります。	指導課
17	学校給食の充実	多彩な副菜からなる「ちば型食生活（P23参照）」を推進する等、バランスのとれた栄養豊かな献立を提供し、学校給食の充実を図るとともに、給食日より及び市ホームページで給食レシピを紹介し、食に関する興味・関心を高めます。	指導課
18	啓発活動の充実	学校便り、献立表、給食便り等の発行を通して家庭への啓発活動を行うとともに、朝ごはんの大切さを機会を見つけて伝えるなど、家庭・学校が連携して、児童生徒の食育の充実を図ります。	指導課

No.	市の取組	内容	担当課
19	知産知消の推進* <sup>6</sup> <b>新規</b>	郷土料理、伝統的な食文化、世界の様々な食等を学ぶことで、子どもたちが郷土を見つめ直し、地域とのつながりを感じることができる「知産知消* <sup>6</sup> 」の取組を推進します。	指導課
20	食育機会の充実【新掲載】	農業者や大学と連携して、地域の食材を使用した料理教室「よっこキッチン」を開催し、「知産知消」の取組を推進します。	指導課
21	サマー（ウインター）クッキングチャレンジによる家庭との連携 <b>新規</b>	児童生徒の食や料理に対する関心、食材や調理する人への感謝の気持ちを育てるため、市内全小中学校において、長期休業中に、家庭での課題として料理などを行う「サマー（ウインター）クッキングチャレンジ」を開催します。	指導課
22	親子料理教室	親子で調理実習を行い、子どもに食への興味・関心を持ってもらうとともに、保護者へは健康的な食生活の普及を図ります。	健康増進課
23	子どもの居場所づくり <b>新規</b>	子どもの周囲とのつながりや生活習慣などの改善のため、子ども食堂などを運営する団体への支援を行い、地域の多様な人々と子どもの交流の場となる子どもの居場所づくりを支援します。	子育て支援課

#### 【数値目標】

目標項目		現状値 (令和5年度)	目標値	出典
朝食を欠食する児童生徒の割合	小学5年生	7.7%	3.8%を目指す	令和5年度食生活アンケート
	中学2年生	8.8%	4.4%を目指す	
栄養のバランスを考えて食事をしている児童生徒の割合	小学5年生	62.9%	70.0%	令和5年度食生活アンケート
	中学2年生	55.1%	60.0%	

③ 青年期から壮年期以降

<関連する SDGs>



No.	市の取組	内容	担当課
24	糖尿病予防教室	糖尿病に関する正しい知識や望ましい食生活についての情報提供やバランスのとれたメニューの調理実習を行います。また、現在の生活習慣の振り返りを行って、自分自身の食生活の改善点を発見し、改善していけるよう支援します。	健康増進課
25	脂質異常症予防教室 【新掲載】	脂質異常症に関する正しい知識や望ましい食生活についての情報提供を行います。また、現在の生活習慣の振り返りを行って、自分自身の食生活の改善点を発見し、改善していけるよう支援します。	健康増進課
26	運動習慣のない人向けの運動教室と調理実習	性別、世代別で運動教室を開催し、運動不足解消のきっかけと運動習慣の定着を促します。また、運動開始前に健康情報の提供を行い、健康意識の向上に努めます。併せて、バランスのとれたメニューの調理実習を行い、規則正しい食生活やバランスの良い食生活の普及を図ります。	健康増進課
27	保健推進員による健康講座 (地域ミニ講座)	保健推進員が研修会で得た健康情報等の知識をもとに健康に関係する調理実習と運動教室を隔年で行い、地域住民の方が知識を得て身近に活用できるよう伝えていきます。	健康増進課
28	健（検）診結果相談	健（検）診結果をもとに生活を振り返り、生活習慣改善に向けた、個別相談や集団指導を行うことで、参加者が自分自身の生活習慣を振り返り、望ましい生活習慣へ行動変容できるよう支援します。	健康増進課



No.	市の取組	内容	担当課
29	特定保健指導	国の指標に基づき、特定健診のリスクの高さや年齢に応じ、レベル別に保健指導（動機づけ支援・積極的支援）を実施し、望ましい生活習慣へ行動変容できるよう支援します。	健康増進課 国保年金課
30	歯科健康教育	口腔機能の維持・向上のため、口腔ケアの大切さ、よく噛んで食べることの重要性、オーラルフレイルや低栄養予防について、健康教育等により普及啓発を行います。	健康増進課 高齢者支援課
31	口腔機能検査 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span>	口腔機能の低下は、低栄養の要因となるため、成人歯科健診の追加項目として口腔機能検査を実施します。	健康増進課
32	健診等を通じた望ましい食生活の普及啓発	メタボリックシンドローム予防やロコモティブシンドローム*7 予防等の健康教育を行い、健康や望ましい食生活に関する知識を普及・啓発します。	健康増進課

【数値目標】

目標項目	現状値 (令和4年度)		目標値	出典
適正体重を維持している人の割合 (BM18.5～24.9)	男	60.1%	増加傾向へ	特定健診 (市国保加入者 40～64歳)
	女	66.0%	増加傾向へ	
なんでも噛んで食べることができる人の割合 (60歳以上)	61.6%		80.0%以上	市民意識調査 (60歳代)

④ すべてのライフステージ

<関連する SDGs>



No.	市の取組	内容	担当課
33	広報紙やホームページへの記事掲載	市政だよりの健康コラムやホームページに望ましい食生活についてや歯と口腔の健康づくりについての記事を掲載し、健康的な食生活や口腔機能の維持・向上のための知識の普及を図ります。	健康増進課
34	食育レシピの作成	季節の野菜を使ったレシピを作成し、保健センターや公民館等の窓口配置やホームページへの掲載を行い、野菜の摂取を促します。	健康増進課
35	企業と連携した健康情報の提供【新掲載】	市内スーパーで食育月間等に合わせ、掲示物やパンフレットを用いて、食に関する情報提供を行います。	健康増進課

\* 6 : 知産知消

地域でつくられた食物を地域で消費するという「地産地消」に加え、その食物の産地を知り、消費のされ方を知る取組

\* 7 : ロコモティブシンドローム

運動器（骨、関節、筋肉、神経のこと）の衰えのために自立度が低下し、介護が必要となる危険性が高い状態

## ちば型食生活とは



鮮度が良く栄養たっぷりでおいしい千葉県産の農林水産物を、上手に食事に取り入れたバランスのよい食生活を「ちば型食生活」と呼びます。

「ちば型食生活」を実践する上でのポイントは、次のとおりです。

- 1 食べることは楽しいこと！よく噛み味わい、ともに楽しんで食べましょう
  - 2 豊かなちばの農林水産物を「いただきます！」の感謝の気持ちといっしょに食べましょう
  - 3 おかずの目安は、主菜は「グー」副菜は「パー」 副菜は片手たっぷりをめざして
  - 4 バランスよく配膳して食べましょう！ 「主食・主菜・副菜はそろっているかな」
  - 5 一日に必要なエネルギー量を目安に食生活を実践しましょう
- ★「グー・パー食生活」は「ちば型食生活」の食事実践スタイルです。

### ★グー・パー食生活とは

「グー」「パー」は、おかずの1食分のおおよその望ましい量を考えるためのものです。バランスのよい食事をとるには、おかずの量を、肉や魚は片手を握ったグーの大きさで厚さ2cm、野菜は片手を広げたパーに山盛りを目安にするのがポイントです。

## グー・パーはおかずのおおよそのめやすです

**主菜は「グー」**



**主菜の1食分の量は**  
グーの大きさ **厚さ2cm**をめやすに！

厚さ2cm  
ここがグーの大きさ

\*グーのかたまりの大きさではありません！

グーは、手のひらと同じ大きさ

**主菜**になる食品は  
**肉・魚・たまご・大豆**



**副菜は「パー」**



**副菜の1食分の量は**  
パーに **たっぷり**をめざして！

片手の上に  
になるくらい

**副菜**になる食品は  
**野菜・海藻・きのこ・こんにゃく**



「グー」「パー」は、おかずの1食分のおおよその望ましい量を簡単に考えるためのものです。  
くわしく知りたい場合は、栄養士・管理栄養士にお聞きください。

出典：第4次千葉県食育推進計画

## (2) 食に関する理解と安全で安心な食の供給

### <関連する SDGs>



No.	市の取組	内 容	担当課
36	市民農園事業	特定農地貸付法に基づき設置した貸農園（畑）を市民に貸し付け、野菜や草花等を栽培してもらうことで、食と農業に対する関心と理解を深めます。	産業振興課
37	市民親子農業収穫体験講座	市内の認定農業者* <sup>8</sup> を講師として講座を開催し、野菜等の栽培の仕方の学習及び野菜等の収穫作業の体験を通して、食と農業及び農業者に対する関心と理解を深め、地産地消を推進します。	産業振興課
38	産業まつりの実施	市内の農産物等を市民に紹介・販売し、食と農業等に対する関心と理解を深めながら、生産者と消費者との交流を促進します。	産業振興課
39	朝市の開催	毎週日曜日に生産者が市役所駐車場において、地元野菜などの対面販売を行う朝市の開催を支援し、生産者と消費者との交流を促進します。	産業振興課
40	農業の担い手の育成・確保	後継者の育成や新規就農支援などにより新たな担い手を確保し、農業の持続性の確保に努めます。	産業振興課
41	農業経営基盤の強化	農地の利用集積による経営規模の拡大、生産・流通の効率化、低コスト化、6次産業化* <sup>9</sup> などの自主的な取組を支援し、農業生産の拡大に努めます。	産業振興課
42	農福連携の推進【新掲載】	障がいのある方などの就労の機会を創出するとともに、障がいのある方などが農業の支え手として農業に参画することで、農業への新たな労働力を確保します。	産業振興課 障がい者支援課

No.	市の取組	内容	担当課
43	食品ロス削減に向けた啓発	「生涯学習まちづくり出前講座」などでの3R <sup>*10</sup> 啓発や各種イベントでの食材使いきりレシピカード配布による啓発などを行い、食品ロス削減の意識を向上します。	廃棄物対策課
44	食べきり協力店制度の実施	飲食店等の食品ロス削減を推進するため、食べ残しをなくす取組を行い、その取組を紹介することで、食べ物を大切にする意識啓発を図ります。	廃棄物対策課
45	フードドライブの実施 【新掲載】	家庭で余っている食品を寄付してもらい、市社会福祉協議会を通じて必要としている施設や団体等に寄付することで、食品ロスの削減に努めます。	廃棄物対策課

＊8：認定農業者

市町村が示す農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、市町村の認定を受けた農業者

＊9：6次産業化

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組

＊10：3R（スリーアール）

リデュース（Reduce・発生抑制）、リユース（Reuse・再利用）、リサイクル（Recycle・再生利用）の総称

【数値目標】

目標項目	現状値 (令和5年度)	目標値	出典
認定農業者数（団体を含む）	32 団体 (個人含む)	33 団体 以上	産業振興課 調べ

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

本計画の基本理念に基づき、食育に関し、市民、関係機関及び行政職員の意識の醸成を図るとともに、関係部署による推進体制の強化を図ることで、総合的かつ一体的な施策の推進を図ります。

### 2 計画の管理

本計画の進行を管理するため、毎年度、各施策の進捗状況を調査し、実施状況の確認と評価を行い、施策の改善に取り組みます。



# 食 育 基 本 法





## ○食育基本法

(平成十七年六月十七日)

(法律第六十三号)

改正 平成二一年六月五日法律第四九号

同二七年九月一日同第六六号

食育基本法をここに公布する。

### 食育基本法

#### 目次

##### 前文

##### 第一章 総則（第一条—第十五条）

##### 第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

##### 第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

##### 第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

##### 附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦（そう）身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾（はん）濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々

な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

### (食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

### (食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

### (子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

### (食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(平二七法六六・一部改正)

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しな

なければならない。

### 第三章 基本的施策

#### (家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

#### (学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦(そう)身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

#### (地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

#### (食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(平二七法六六・一部改正)

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(平二七法六六・一部改正)

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国务大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(平二一法四九・平二七法六六・一部改正)

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(平二七法六六・一部改正)

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第二三五号で平成一七年七月一五日から施行)

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二一年九月一日)

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定



は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 第2次四街道市食育推進計画

令和6年3月発行

四街道市 環境経済部 産業振興課

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地

【電話】043-421-6133 【FAX】043-424-2013

【Eメール】 [ysangyo@city.yotsukaido.chiba.jp](mailto:ysangyo@city.yotsukaido.chiba.jp)

【ホームページ】 <http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>